

遺言を活用した相続対策 その④

～公正証書遺言の活用～

自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

	自筆証書遺言 (民法968条)		公正証書遺言
	法務局の保管制度利用なし	法務局の保管制度利用あり	
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者本人（15歳以上）が遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができる。 証人は不要 		<ul style="list-style-type: none"> 公証人関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う。 公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行う。 遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できる。
保管方法	適宜の方法で保管	法務局で厳重に保管	公証役場で厳重に保管
費用	不要	保管申請手数料は3,900円 (申請時のみ)	財産の価格に応じた手数料がかかる。
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡時の通知制度	なし	あり	なし

公正証書遺言のメリット・デメリット

公正証書遺言のメリット

- ①要件を満たす遺言を作ってくれる
- ②公証人役場で保管されるため紛失のリスクない

公正証書遺言のデメリット

- ①お金がかかる
- ②立会人が2名必要

公正証書遺言を作成する流れ

- ①遺言の内容を考える
- ②公証人役場へ行き遺言の打ち合わせをする
- ③公証人が遺言を作り、案を確認する
- ④案が問題なければ立会人を2名指名し、公証人役場で立ち合いをしてもらい、遺言完成

順調にいけば1ヶ月かからずに完成します。

END